

令和7年教育委員会第9回臨時会会議録

開会日時 令和7年9月25日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時47分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 井口信二
委員 久保洋子
委員 壱内明
委員 谷部憲子
委員 田中健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 顕	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

書記 ・教育企画係長 木村 圭佑

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 井口信二 委員 久保洋子

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第9回臨時会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、井口委員と久保委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が9件、報告事項等が4件でございます。

それでは、議案第68号「葛飾区教育委員会事務局文書取扱規程」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第68号「葛飾区教育委員会事務局文書取扱規程」につきまして、ご説明申し上げます。

まず初めに、「提案理由」でございますが、公文書を適正に管理するため、葛飾区教育委員会事務局文書取扱規程を制定する必要があることから、本案を提出するものでございます。

なお、こちらの文書の取扱いについてでございますけれども、従来、教育委員会では教育委員会事務局処務規程がございまして、その中で文書に関する取扱いを定めてございましたが、このたび、公文書の適正な管理を目的といたしまして、その文書に関する規定を新たに設けるという形にしたものでございます。

1枚おめくりください。こちらから規程の内容となってございます。目次にございますおり、全部で6つの章からなってございまして、第1章では「通則」といたしまして、趣旨及び定義のほか、文書主管課長、文書取扱主任に関する規定等を定めてございます。

3ページにお進みください。中ほどの少し下、第10条からが第2章になってございます。こちらでは、第10条から6ページの第17条にかけまして、文書の「收受及び配布」に関する規定を定めてございます。

6ページをお開きください。下から4行目、こちらが第3章「公文書の作成等」となってございまして、第18条から8ページ第26条にかけまして、公文書の作成に関する規定ということで、公文書の方式や作成、起案等について定めてございます。

8ページをお開きください。第27条から10ページの第31条にかけまして、第4章といたしまして文書の「浄書及び施行」に関する規定を定めてございます。

また、少しページが飛びまして10ページの第32条から15ページの第46条までは第5章といたしまして、公文書の管理についての規定を定めてございます。なお、10ページの下から3行目、第35条におきまして、文書の保存期間について定めてございまして、「公文書の保存期間は、別表公文書保存期間設定基準に従い」としてございますけれども、こちらの別表につきましては、16ページから19ページにかけて記載をしてございます。

15ページをお開きください。第6章、雑則といたしまして管理状況の報告と委任ということで、「書類の様式その他この規程の執行に関し必要な事項は、教育長が別に定める」という旨

定めてございます。

最後に、付則といたしまして、1に第35条第3項、公文書の保存期間に関する規定につきまして、「令和7年度（暦年保存の文書等にあっては、令和7年）以後に起案し、又は取得した文書の整理、保管及び保存について適用する」こと。

2に、「第2章から第4章までの規定は、この訓令の施行の日以後に起案し、又は取得した文書等について適用する」旨、記載をしてございます。

本件についての説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第68号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第68号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第69号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第69号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」ご説明申し上げます。

まず初めに、「提案理由」でございますが、こちらは、先ほどご承認いただきました葛飾区教育委員会事務局文書取扱規程の制定に伴いまして、文書の取扱いに関する規定を削るほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

3枚おめくりいただきまして、後ろにつけてございます新旧対照表の1ページをご覧ください。まず、目次の第4章でございますけれども、従来、文書等の取扱いとしていた部分につきまして、別途整理をした上で、文書取組規程に定めることとしたことから、第1節から第5節までの節の名称を削除いたしまして、章の表題を「文書審査等（第14条から第20条）」といたします。

なお、第5章「服務心得」、第6章「雑則」につきましても、条文の番号が変わりましたことから、それぞれ第58条から第21条に、第59条から第22条に改めてございます。

次に、第1条2「定義」につきましては、職や組織についての定義を新たに設けますとともに、改正後の第11号、下から3行目になりますけれども、従来は「文書等」のみを定義していたものを、新たに「公文書」についても定義をし、各号の番号につきましても、1号から16号までに整理をしてございます。なお、公文書について定義をしたところによりまして、次ページ、新旧対照表の2ページの第13号及び第16号のほか、第2条から第4条の2まで、及び4ページ、第7条の2第2項の規定において「文書等」としているところを「公文書」に改め

てございます。

続きまして、4ページの一番下でございます。第4章「文書審査等」でございますけれども、こちら少し飛びまして、8ページになります。改正前の第34条以降に規定をしてございました「文書審査等」や「審査の基準等」に関する規定につきまして、改正後の第14条から、さらに次ページ、第20条にかけまして、改めて整理をしてございます。

さらに飛びまして、16ページをお開きください。中ほどになりますけれども、付則といたしまして、「改正後の葛飾区教育委員会事務局庶務規程は、この訓令の執行の日以後に起案し、又は取得した文書等について適用し、同日前に起案し、又は取得した文書等については、なお従前の例による」旨を記載してございます。

また、その後ろに、代決する者に関する別表がございますけれども、こちら改正前にございました文書の保存年限に関する別表2がなくなりまして、別表がこちらの代決者に関するものだけとなつたことから、従来「別表第1」としていたものを「別表」に改めるものでございまして、こちらの別表について定めております3ページの第7条及び関連する4ページの第11条第2項も「別表第1」から「別表」に改めてございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 先ほどの68号の関連なのかもしれないのですけれども、念のための質問で、区で個人情報ですとか機密情報に関する規程があったと思います。教育委員会としても規程の改正ですとか、取扱規程が定められるという理解でよろしいでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 個人情報、機密情報に関する規定というところで行きますと、上位というよりもそれは別途また定められているものという扱いになります。今回の文書取扱規程につきましては、区長部局でも規程の整備をしたということでございまして、そちらをきっかけとして、あわせて文書取扱規程を教育部局に提出をしたというところでございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 意図としては、いろいろな情報が入っていると思うので、それが適切に取り扱われるためのルールがあつて運用されるかなと思いますので、その旨、念のための確認でございました。あわせて適用されていくと理解いたしました。ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第69号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第69号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第70号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第70号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

「提案理由」でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

改正内容についてご説明をいたします。まず、年次有給休暇の繰越しについて、前年度の勤務実績が8割に満たない職員については、翌年度への繰越しをすることができませんが、部分休業を承認されて勤務しなかった期間等を勤務実績に含めるよう改正をいたします。

次に、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇の取得要件について、現在は勤務時間の始めまたは終わりに引き続くよう取得することとなっておりますが、勤務時間の間にも取得できるようになります。または、年次有給休暇等を併用して1日勤務しないことをできるようにするなど、職要件の改正をいたします。

次に、部分休業制度改正に伴う文言整理について、法改正に伴い、部分休業が現行の部分休業と同様1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる第1号部分休業と、新たに措置される年度ごとに10日間の範囲内で1時間、または1日単位で取得できる第2号部分休業に分かれること、本規則内の文言を整理いたします。

最後に、両立支援制度等の意向確認について、妊娠・出産をした職員、育児をする職員に対し、出産支援休暇や育児短時間勤務、子の看護等休暇など育児等の両立に資する出生時両立支援制度等や育児期両立支援制度等の利用に係る意向確認等を義務とするよう改正をいたします。

なお、この改正につきましては、令和7年10月1日施行となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第70号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第70号について原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第71号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第 71 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

「提案理由」でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。期末手当の支給割合、算出に係る欠勤等日数について、部分休業制度の改正に伴い、文言の整理等を行います。なお、欠勤等日数の取扱いについて、現状、部分休業の合計時間数を日に換算した上で、その 3 分の 1 に相当する期間を欠勤等日数としておりますが、この取扱いに変更はございません。

なお、この制度改正は令和 7 年 10 月 1 日に施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 71 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 71 号について原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第 72 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第 72 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

「提案理由」でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

改正内容についてご説明をいたします。勤勉手当の支給割合算出に係る欠勤等日数について、部分休業制度の改正に伴い、期末手当に関する規則と同様、文言の整理等を行います。なお、欠勤等日数の取扱いについて、現状、部分休業の合計時間数を日に換算した上で、その期間が 30 日を超える場合、3 分の 2 に相当する期間を欠勤等にするとしておりますが、この取扱いに変更はございません。

この改正は、令和 7 年 10 月 1 日施行となります。

説明は以上となります。ご審議、どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 72 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第72号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第73号「葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の一部改正について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、議案第73号「葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の一部改正について」ご説明させていただきます。

まず「提案理由」でございます。先ほどご承認いただいた議案第68号「葛飾区教育委員会事務局文書取扱規程」の制定に伴い、葛飾区郷土と天文の博物館処務規程についても所要の改正をする必要があるため、本案を提案するものでございます。

ページをおめくりください。次に、改正内容等になります。葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の第9条中、昭和40年葛飾区教育委員会訓令甲第1号の次に「その他の諸規程」を加えるものでございます。

次のページに、改正箇所を抜粋した新旧対照表を添付しております。表内改正案の中、下線部分が改正点となります。

本件についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第73号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第73号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第74号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第74号について説明させていただきます。「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について議案を提出するものでございます。

「提案理由」といたしましては、奥戸総合スポーツセンター野球場における開場時間及び使用時間を変更する必要があるので、本案につきましてご審議いただき、ご承認いただきたく存じます。

次ページ以降が新旧対照表となります。新旧対照表の1ページ、別表1の上から3段目、奥戸総合スポーツセンター野球場の開場期間を、1月から12月までの通年とし、開場時間と使用時間についても、これまで1月から3月までを午前8時から午後4時までだったものを、通年で午前8時から午後8時30分までに変更するものでございます。

付則として、次ページ欄外に記載のとおり、この規則は令和7年11月1日から施行するものといたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。こちら、冬季でも長く使いたかったというところで、野球場が活用されていくというのはいいことかと思うのですけれども、今回の変更については、ご要望があったとか、実際何か使用期間が短いことで支障が出ていたという背景はあったのでしょうか。お聞かせいただければと思います。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 これまで、オフシーズンとして野球場を閉めていたのですが、利用者から通年で使用したいという要望が多く寄せられたことによって、そちらを実現するための改正となります。

以上です。

○教育長 田中委員。

○田中委員 利用者のご要望にお応えいただいたということで、ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはご質問などございますでしょうか。よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 74 号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 74 号について原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第 75 号「葛飾区体育施設利用料金の承認について」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第 75 号についてご説明させていただきます。「葛飾区体育施設利用料金の承認について」の議案を提出するものでございます。

提案の理由といたしましては、葛飾区体育施設指定管理者より、葛飾区体育施設条例及び同施行規則に基づく利用料金について承認申請を受けたため、本件についてご審議いただき、ご承認を頂きたく存じます。

2 ページをおめくりいただき、令和 7 年 7 月 28 日に指定管理者より葛飾区体育施設利用料金の承認申請を受けております。

次ページ目以降が、別紙指定管理者の定める葛飾区体育施設の利用料金表でございます。料金表の 3 ページ目にお進みください。(2) 陸上競技場の利用料金の備考 4、太字部分、「トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の 100 分の 200 相当とする」記載を追記いたしました。

同様に 8 ページ、(2) 「テニスコート及び水元多目的広場」の料金表の備考に、また 9、

10ページ、3「その他」の施設の料金表の別表にそれぞれ該当する施設について、同様の追記をしております。

前後して申し訳ございません。2枚目にお戻りください。こちらが、本日承認を頂いた際の指定管理者に対する通知文の案とし、令和7年10月1日からの適用といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第75号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第75号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第76号「葛飾区立図書館処務規程の一部改正について」を上程いたします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、議案第76号「葛飾区立図書館処務規程の一部改正について」をご説明いたします。

まず、「提案理由」でございますけれども、先ほどご承認いただきました議案第68号「葛飾区教育委員会事務局文書取扱規程」の制定に伴いまして、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

内容でございます。葛飾区立図書館処務規程の一部を次のページのとおり改正するものでございます。

次のページをご覧ください。葛飾区立図書館処務規程の第9条中「昭和40年葛飾区教育委員会訓令甲第1号の次に、「その他の諸規程」を加えるものでございます。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。当該部分の新旧対照表を記載してございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第76号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第76号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等9件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「専決処分（訴訟上の和解）の報告について」の説明をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 「専決処分（訴訟上の和解）の報告について」のご説明をいたします。

「専決処分の事項」は、訴訟上の和解でございます。

「訴訟の内容」の事件名、裁判所は記載のとおりでございます。当事者は、原告は記載のとおりで、被告は葛飾区でございます。

「原告の主張」は、原告は記載の中学校1年生の夏頃から、同級生らからの言葉によるいじめ被害に遭い、全日制の高校に進学できず、通信制高校に進学した現在も適応障害などの症状を訴え、中学時のフラッシュバックに悩まされているため、学校設置者である葛飾区に対して安全配慮義務違反による損害賠償を求めるものでございます。

「請求の趣旨」は、被告は、原告に対して、金401万6,470円及び内金341万6,470円に対する訴状送達の翌日から支払い済みまで年3%の割合による金員を支払え。訴訟費用は被告の負担とするとの判決及び仮執行の宣言を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。「和解の概要」でございます。被告は、原告に対し、原告が記載の中学校に在学中、同級生からの行為により、精神的苦痛を受け、転校を余儀なくされたことに対し、遺憾の意を表する。原告は、その余の請求を放棄する。原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。訴訟費用は各自の負担とするものでございます。

「専決処分年月日」は、令和7年9月2日でございます。

「事件の経過」は、記載のとおりでございます。

本件の報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見などございましたらお願ひいたします。
よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わります。

次に、報告事項等の2「令和7年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状被贈呈者の決定について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から「令和7年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状被贈呈者の決定について」のご報告をいたします。

資料をご覧ください。この制度は、3年間以上継続して葛飾区立幼稚園長、小学校・中学校の運営に積極的な支援を行い、その功労が顕著な団体・個人に対して感謝状を贈呈し、学校支援活動のさらなる進展を図ることを目的として実施しているものでございます。

感謝状の贈呈につきましては、区立幼稚園、小・中学校に推薦を依頼したところ、12団体、個人では6名の方の推薦がございまして、葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状の贈呈実施要綱に基づき審査した結果、推薦を頂いた全ての団体・個人を感謝状の被贈呈者として決定したため、報告するものでございます。

感謝状を贈呈される支援活動と団体・個人の内訳につきましては、1 「支援活動内訳」に記載の表のとおりでございます。

支援活動は3つございます。まず、上段の学校教育支援活動ですが、これは学校内で行われる学習ボランティア授業サポート、部活動指導補助員等の学校教育を支援する活動でございます。8団体が対象となってございます。

次にございます学校環境整備活動につきましては、学校内または学校周辺の清掃活動、学校内の花壇整備、学校施設の維持管理等の学校環境を整備する活動でございます。こちらは3団体、3人の個人の方が対象となってございます。

最後の学校安全支援活動につきましては、登下校時の見守り、校門での挨拶運動等、児童・児童及び生徒の安全を支援する活動でございます。こちら、1団体と3名の個人の方が対象となってございます。

2 「被贈呈者」につきましては、本資料の裏面をご覧ください。「令和7年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状 被贈呈者」の一覧でございます。上段の表につきましては、12団体の各団体が支援した学校名、感謝状を受ける団体名、対象活動、活動内容を記載してございます。下段の表につきましては、個人の方が支援していただいている学校名、感謝状を受けとる方の氏名、対象活動、活動内容を記載してございます。

表面にお戻りください。3 「贈呈式」でございますが、日時は令和7年11月19日午後4時から、会場につきましては記載のとおり男女平等推進センターにて、区長から各団体・個人に感謝状を贈呈する予定でございます。

報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員 ありがとうございます。学校の教育支援や環境整備についての活動の表彰についてはどのぐらい今まで続いているのかということと、始めた当初と活動の内容がどのように変わってきたとかという傾向がもしありましたら教えていただきたいなと思います。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 こちらは、当時の教育長の発案を受けまして、平成26年度から事業を開始しております。贈呈の内容につきましては、学校支援教育活動や環境活動など、当時から変わってございません。当初から、団体数と個人を合わせて概ね30の団体・個人の方が毎年贈呈を受けている状況でございます。

活動内容につきましては、やはりコロナの時期に一時期見守り活動などが減ったというのはございますが、発足当時から活動内容については、特に変更があったものではありません。

以上です。

○教育長 よろしいですか。

井口委員。

○井口委員 以前から、いわゆる図書の支援や環境整備、それから花壇などの美化活動的なものが比較的多かったかなと思うのですけれども、学校教育活動もいろいろ変化してきているので、ＩＣＴの活用とかなどでも支援を頂けるようなところを探っていくような方向もあってもいいのかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 活動内容としましては、今、井口委員のおっしゃっていたように学校教育支援活動という分野がございます。こちらにつきましては、要綱上では単に学校教育支援活動という形で文言になっておりますけれども。例えば、学校側の要望ですとか、それを受けた地域の団体さんにどのような支援ができるかというのは、引き続き検討していくたいと考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わります。

次に、報告事項等の3「令和7年度放課後子ども事業功労者に対する感謝状被贈呈者の決定について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 それでは、報告事項等の3「令和7年度放課後子ども事業功労者に対する感謝状被贈呈者の決定について」ご説明申し上げます。

この制度は、放課後子ども事業の活動に尽力をし、その功績が顕著である者に対して感謝状を贈呈することにより、その功労をたたえまして、放課後子ども事業のさらなる発展を図ることを目的に実施するものでございます。

感謝状贈呈の対象は、放課後子ども事業の運営委員会委員長として6年以上在任した者としてございます。

1 「被贈呈者」につきましては、北野小学校放課後子ども事業運営委員会委員長の秋元安男様でございます。

2 「贈呈式」につきましては、先ほど報告事項等の2でご説明させていただいた案件の贈呈式と合同で開催をさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 放課後子ども事業の功労者ということで、小・中学校あわせて73校ですか、あるのですが、1校というのはちょっとさみしいなという感じがするのです。それから、前の学校

支援団体もそうなのですが、部活動でも頑張っている子どもたちがいる。それから、今の放課後子ども事業功労者、1校だけというのはちょっとさみしいですので、学校が趣旨を理解しやすく応募しやすいような状況をつくってほしいです。また、葛飾区、いろいろな感謝状に匹敵する活動をなさっている地域の方、あるいは学校等がありますので、ぜひもう少し呼びかけて数を多くしてほしいと思いましたが、どうでしょうか。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 まず、わくチャレにつきましては、小学校で実施をさせていただいているものでございますが、そうした中、今回の対象がお1人、1校となったところでございます。表彰の対象につきましては、先ほどご説明申し上げたように、運営委員会委員長として6年以上在任したものということで規定をさせていただいておりますが、ほかにどのような形でおっしゃるような、要は幅広くじやないですけれども、感謝状を贈れるのかにつきましては、また検討させていただければと思います。

以上でお願いします。

○教育長 6年以上の方を今回は表彰させていただくということで、漏れている方はいらっしゃらないということです。その規定がよいかどうかということについては、引き続き検討は必要かと思っております。

壇内委員。

○壇内委員 6年という規定に縛られるのかなという感じがしますけれども、その辺も考慮しながら、検討課題として今後に生かしてほしいと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかには、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わります。

次に、報告事項等の4「区政一般質問要旨（令和7年第3回区議会定例会）」の報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、9月10日及び11日に開催されました令和7年第3回定例会本会議におきます区政一般質問のうち、教育委員会に係る質疑内容につきまして、概要をご報告申し上げます。

1ページをご覧ください。初めに区民連、うてな英明議員のご質問でございます。東京理科大学によるキャラバン隊についてのご質問に対し、学生の授業等に支障のない日程で東京理科大学や同大学の地域貢献サークルと協議し、実施について検討を進める旨を答弁いたしました。

次に、3ページでございます。学童保育クラブの待機児童解消についてのご質問に対し、私立幼稚園や公立保育園の活用については、学童専用区画の確保やトイレ設備の課題があるが、

私立幼稚園との協議や子育て支援部と連携した検討を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、5ページでございます。朝の小1の壁についてのご質問に対し、区立小学校へのヒアリングや現地状況の確認等を行ったことをお示しした上で、今後もニーズの把握に努め、実施方法等の諸課題について検討をする旨を答弁いたしました。

次に、7ページでございます。長期休業期間における私立学童保育クラブでの昼食の提供についてのご質問に対し、4割弱の私立学童保育クラブでは配食サービスの利用を実施していないことをお示しした上で、このような運営事業者に対しては保護者の負担軽減についてご検討いただくよう必要な情報提供を行っていく旨を答弁いたしました。

次に、8ページでございます。私立学童保育クラブにおける環境改善についてのご質問に対し、元公立学校を含む私立学童保育クラブについて、今年度、施設の環境調査を実施し、状況を把握したこと。この調査結果を踏まえ、今後、改修や修繕の優先順位をつけ、改善に努める旨を答弁いたしました。

続きまして、共産党、木村ひでこ議員のご質問でございます。10ページでございます。学校プールの日よけについてのご質問に対し、暑さ指数が31度以上の場合には、原則、学校プールでの水泳指導を中止していること。遮光ネットの設置が完了している学校からは効果があったとの報告を受けていることなどから、開閉式シェードやテント屋根を設置する考えはない旨を答弁いたしました。

次に、11ページでございます。入学祝い金の支給及び通学定期券購入代金の助成についてのご質問に対し、就学援助における入学準備金の支給、給食費や修学旅行費等の無償化を行っていることから、現時点において実施する考えはない旨を答弁いたしました。

次に、12ページでございます。学童保育クラブの増設についてのご質問に対し、整備状況をお示しするとともに、通年と夏季一時学童保育の入会申請時期の一元化の検討などの取組を進めている旨を答弁いたしました。

次に、13ページでございます。給付型奨学金の創設についてのご質問に対し、本区や国における既存の支援事業をご紹介した上で、現時点において、給付型奨学金制度を実施する考えはない旨を答弁いたしました。

次に、14ページでございます。学校のバリアフリー化及び小・中学校の改築計画等についてのご質問に対し、学校の改築事業は児童数の的確な予測が困難であることなどから、改築計画を策定する考えはないこと。また、基金積立て等の財源対策は、区長部局において適切に行われていると考えていることなどを答弁いたしました。

次に、15ページでございます。屋外温水プールの整備についてのご質問に対し、学校施設の整備であることから、財源として公共施設等整備基金を活用していること、整備計画を中止する考えはないことなどを答弁いたしました。

次に、16 ページでございます。バルサアカデミー葛飾校に関する事業譲渡についてのご質問に対し、区に無断で事業譲渡を行ったことが、刑事上の違法行為としての告発の要件を満たすとの認識はない旨を答弁いたしました。

次に、17 ページでございます。アメージングスポーツラボジャパンに対するグラウンドの貸出しについてのご質問に対し、4月以降の東金町運動場多目的広場の優先利用については、子どもたちへの影響を考慮し、9月末までの利用を承認したものである旨を答弁いたしました。

次に、18 ページでございます。グラウンドの優先利用を承認している団体及びその理由についてのご質問に対し、今後、必要に応じて、優先利用を承認している団体についての調査を行うことも検討する旨を答弁いたしました。

続きまして、みらい葛飾、沼田たか子議員のご質問でございます。19 ページをご覧ください。包括的性教育についてのご質問に対し、本区における性教育、性自認や性的指向に関する指導状況をご紹介した上で、包括的性教育については、文部科学省や東京都の動向を注視しながら、実施の有無も含め、研究していく旨を答弁いたしました。

続きまして、公明党、牛山正議員のご質問でございます。21 ページをご覧ください。総合的な学力向上の取組についてのご質問に対し、教育長から、学習意欲の向上に向けたこれまでの具体的取組をお示しした上で、児童・生徒の学力が着実に向上してきていることが取組の成果と考えている旨を答弁いたしました。

次に、23 ページでございます。かつしかっ子体力アッププログラム等についてのご質問に対し、各学校における取組や6年度の東京都の調査結果をお示しした上で、かつしかっ子体力アッププログラムの種目や目標回数等の見直しを検討することなどを答弁いたしました。

次に、25 ページでございます。特別支援教育、日本語指導の充実、不登校やいじめ防止対策についてのご質問に対し、教育長から特別支援教育等のこれまでの取組と今後の充実策について答弁いたしました。

次に、28 ページでございます。登校時間前における児童の校内での受入れについてのご質問に対し、教育長から本区における調査結果をお示しした上で、事業を進めるに当たっては課題も多いことから、これまでの調査結果等を踏まえつつ、実施時期も含め引き続き検討していく旨を答弁いたしました。

次に、30 ページでございます。屋内温水プールを活用した水泳授業への移行に関する現状認識についてのご質問に対し、区長から、確実かつ継続的にできる限り早く全小学校が屋内温水プールを活用した水泳指導に取り組めるよう、教育委員会と連携を図りながら適切に対応する旨を答弁いたしました。

次に、32 ページでございます。屋内温水プールを活用した水泳指導の方針の見直しについてのご質問に対し、教育長から、区議会のご意見も踏まえながら、施設整備の方向性などの整理

を行い、方針及び計画に反映させていく旨を答弁いたしました。

次に、34 ページでございます。学校プールにおける熱中症対策についてのご質問に対し、今後も学校の意見を聞きながら日よけ以外の対策も含め、熱中症対策のさらなる充実を検討していく旨を答弁いたしました。

次に、35 ページでございます。校外での水泳指導における移動についてのご質問に対し、施設までの移動方法については、今後より柔軟な対応を検討していく旨を答弁いたしました。

次に、36 ページでございます。バルサアカデミー葛飾校の現状と区の責任についてのご質問に対し、区長から、今回の反省点を今後に生かさなければならないと考えていること。そのため、第三者調査委員による調査を急ぐとともに、各団体と締結している協定の内容の見直しや、体育施設の利用の在り方の検討を行う旨を答弁いたしました。

次に、38 ページでございます。バルサアカデミー葛飾校に係る説明についてのご質問に対し、教育長から、今回の事態に至る原因や9月末までの優先利用の承認についての考え方をお示した上で、議会から様々なご意見を頂いているこれまでの経緯を踏まえれば、議会のご理解が得られなければ、今年度中の優先利用を認める判断は難しい旨を答弁いたしました。

次に、40 ページでございます。バルサアカデミー葛飾校に在籍する子どもたちへの緊急措置の実施についてのご質問に対し、区長から、議会のご意見を踏まえ、また第三者調査委員による調査も終了していないことから、現時点では緊急措置を実施する考えはない旨を答弁いたしました。

次に、41 ページでございます。後任者への引継ぎについてのご質問に対し、教育長から、退任の意向を公に示していないため、答弁いたしかねるが、どのような場合であっても所管事項について必要に応じて、これまでの経過等や区議会からのご意見などを引き継いでいく旨を答弁いたしました。

次に、42 ページでございます。バルサアカデミー葛飾校に係る受け止めと、教育長の責任についてのご質問に対し、教育長から、何の責任もない子どもたちと保護者の皆様に大きな影響が出ていることについての責任を感じていること。教育長として、教育行政全般について常に全力で取り組み、最善を尽くすことが責任を果たすことと認識し、そのように努めてきたことなどを答弁いたしました。

続きまして、みらい葛飾、夏目佳代子議員のご質問でございます。44 ページでございます。東京 2025 デフリンピックを契機とした障害者スポーツ、文化振興策についてのご質問に対し、デフリンピックが障害者スポーツのすばらしさを区民が知り、関心を持っていただく絶好の機会であるとの考え方をお示した上で、各イベントにおける取組などをご答弁申し上げました。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 どうもありがとうございました。一点だけ単純な質問で、1ページ目と2ページ目で、東京理科大との連携についてのやり取りがあったかなと思います。その中で、東京理科大地域貢献サークルというのがあるのですけれども、こちらはどういったサークルで、もし今、何か連携している活動があればお教えいただければありがたいなと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 学生さんのサークルでございまして、現在、みらい発見教室などで実験をやっていただいたり、また自由研究の夏休みの相談事業を手伝っていただいたりしております。今後もそういうサークルと連携を図りながら、キャラバン隊という形でまた学校に出前授業を行うことを検討させていただきたいと思ってございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 私も非常に興味深いので、もう少し詳細を調べてみようと思います。また、こういった現役の大学生が区内の小・中学生と関わるというところで、親と自分たちの仲間の世代と違う交流が生まれるので、非常にいいことかなと思いました。ぜひ推進していただければと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和7年教育委員会第9回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時47分